

東日本大震災復興緊急保証のご案内

東日本大震災により直接または間接被害を受けた中小企業の方を対象として、経営安定に必要な資金を支援する「東日本大震災復興緊急保証」の取り扱いを開始します。お気軽にご相談ください。

❖ 保証対象者

- ① 特定被災区域内に事務所を有し、震災により当該事務所等に直接被害を受けた中小企業者
- ② 原子力発電所の事故による災害に際し、警戒区域、計画的避難区域または緊急時避難準備区域として公示された区域内に事業所を有する中小企業者
- ③ 特定被災区域内に事業所を有し、震災後3ヶ月の売上高等が前年同期比10%以上減少しており、市町村長の認定を受けた中小企業者
- ④ 特定被災区域外に事務所を有し、震災により特定被災区域内の取引先事業者との取引が減少しているため、震災後3ヶ月の売上高等が前年同期比10%以上減少しており、市町村長の認定を受けた中小企業者
- ⑤ 特定被災区域外に事務所を有し、震災に起因する需要の減少等により、震災後3ヶ月の売上高等が前年同期比15%以上減少しており、市町村長の認定を受けた中小企業者
- ⑥ ①から⑤に掲げる中小企業者を構成員とする中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接または間接の構成員とする団体

❖ 制度概要

保証限度額	2億8千万円（一般保証とは別枠） ※災害関係保証、セーフティネット保証と合わせ、無担保で1億6千万円、最大5億6千万円
保証割合	100%
対象資金	経営の安定に必要な事業資金（事業再建に必要な資金を含む）
貸付形式	手形貸付、証書貸付
保証期間	10年以内（据置期間2年以内）
返済方法	原則として期日一括返済または均等分割返済
保証料率	0.8%
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要
貸付金利	金融機関所定利率
取扱期間	平成24年3月31日融資実行分まで
その他	申込書類一式のほか、申込要件が①の場合は「罹災証明書」、②は「被災証明書」、③～⑤は「市町村の認定書」、⑥はその構成員に係る上記書面が必要



〒870-0026

大分市金池町3丁目1番64号 大分県中小企業会館内

お問い合わせ

■保証部 保証一課 TEL 097-532-8246
保証二課 TEL 097-532-8247
経営支援課 TEL 097-532-8295